

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
三重県知事 殿		2024年 6月 24日	
提出者		住所 愛知県名古屋市熱田区六野一丁目3番1号	
氏名		株式会社 三五 いなべ工場 代表取締役 恒川 敬史 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号		052-882-0035	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、2023年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称	株式会社 三五 いなべ工場		
事業場の所在地	三重県いなべ市藤原町藤ヶ丘1-1		
事業の種類	E22 製造業/ 鉄鋼業		
特別管理産業廃棄物 処理計画における計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
① 排 出 量	820t	⑩ 全処理委託量	820t
②+⑧ 自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	⑪ 優良認定処理業者 への処理委託量	t
⑤ 自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	⑫ 再生利用業者への 処理委託量	820t
⑦ 自ら中間処理により減量す る特別管理産業廃棄物の量	t	⑬ 認定熱回収業者への 処理委託量	t
③+⑨ 自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	⑭ 認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者への 処理委託量	t
電子情報処理組織の使用に関する事項			
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		前々年度(2022年度)	850t
		前 年 度(2023年度)	808t
(電子情報処理組織の使用に関して前年度実施した取り組み)			
電子マニフェストの使用割合100%を継続している			
※事務処理欄			

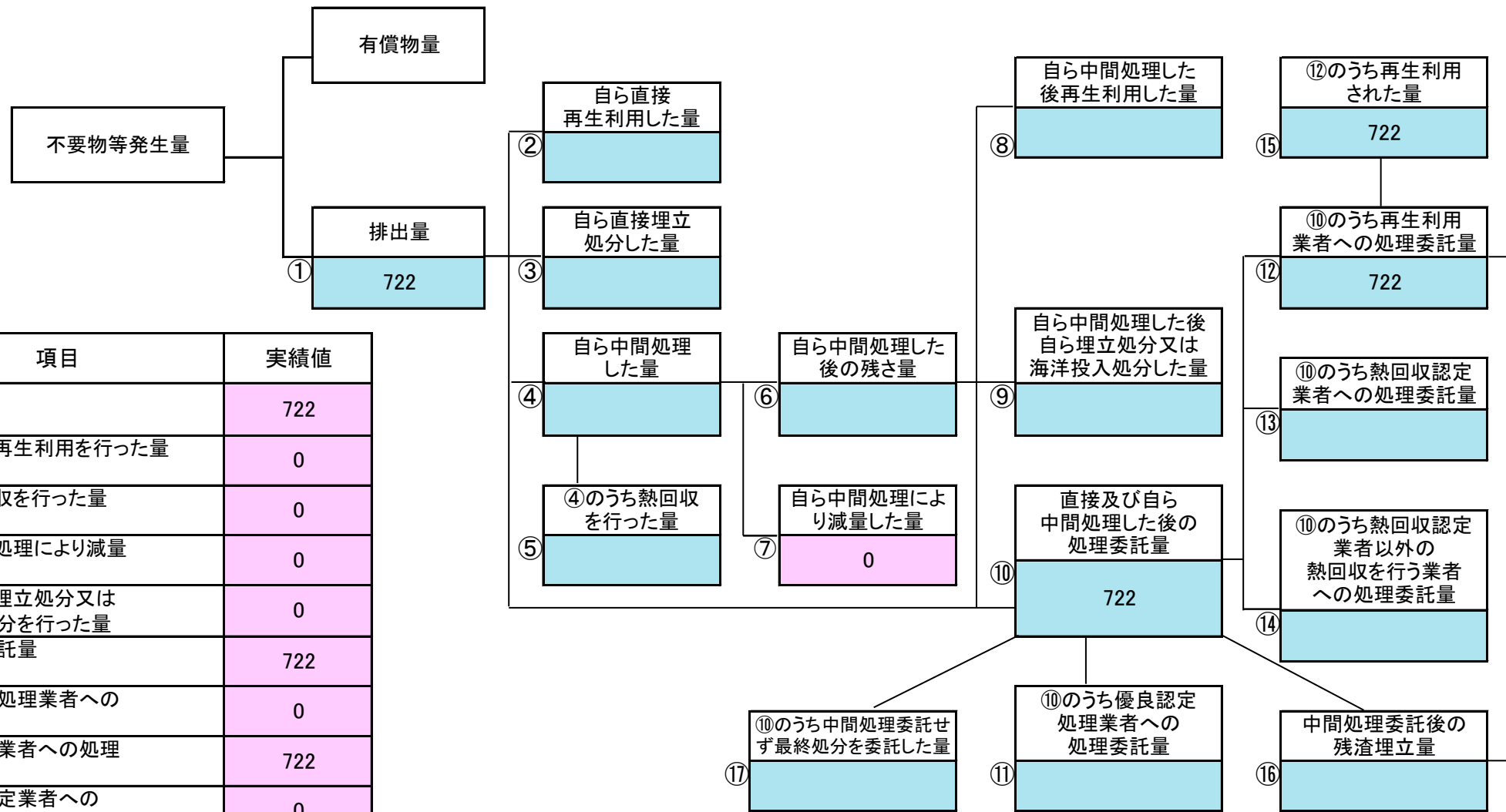
備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑰の欄にそれぞれに、(1)から(17)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
 - (15) ⑮欄 (12)の量のうち、処理業者で中間処理後に再生利用された量
 - (16) ⑯欄 (10)の量のうち、処理業者で中間処理後に埋立処分された量
 - (17) ⑰欄 (10)の量のうち、処理業者へ最終処分を委託した量
- 5 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 6 欄及び※欄は記入しないこと。

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: イ. 腐食性廃酸)

記入願います
記入不要です

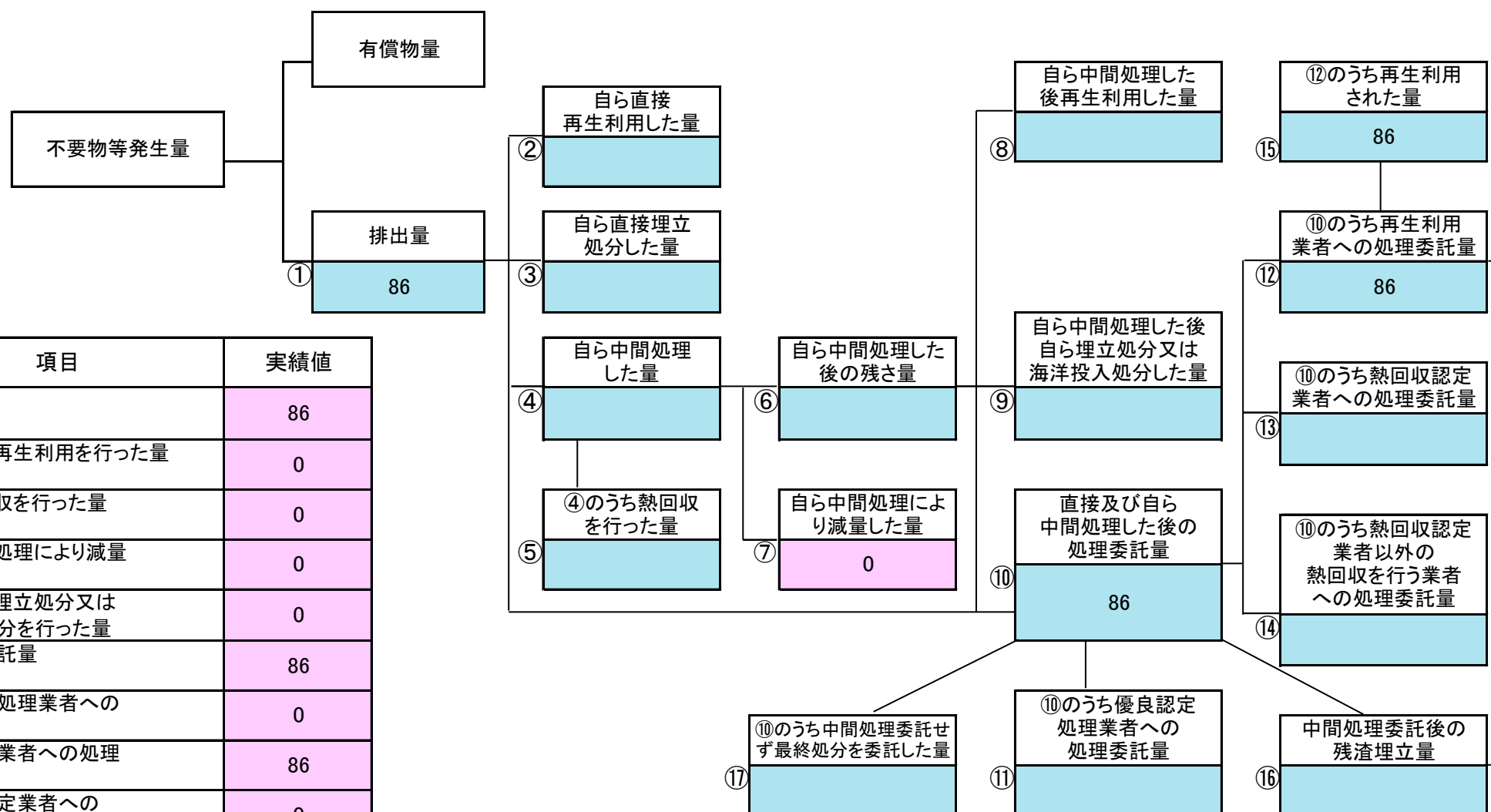


項目	実績値
①排出量	722
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	722
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	722
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: ウ. 腐食性廃アルカリ)

☐ 記入願います
☐ 記入不要です

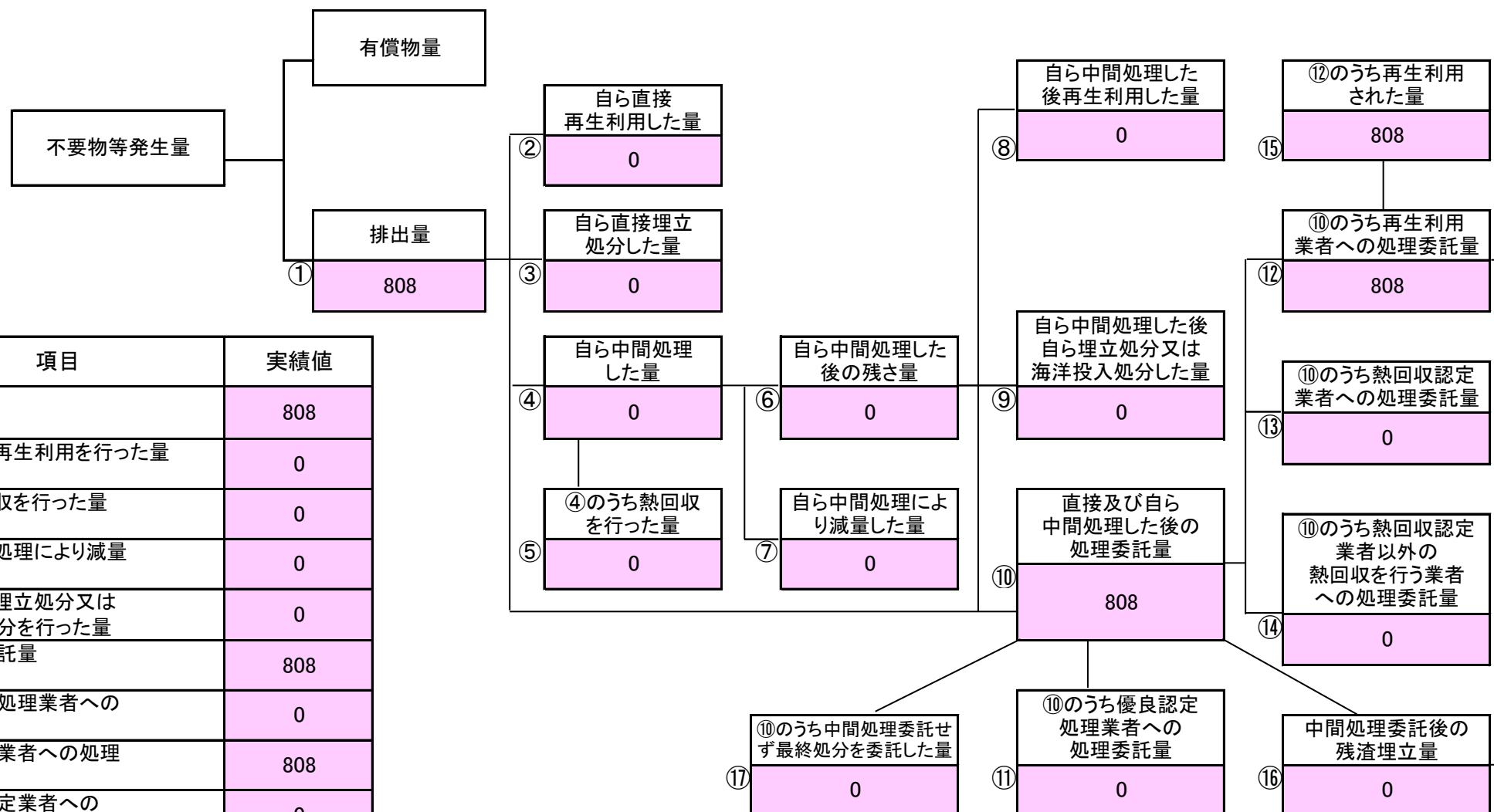


項目	実績値
①排出量	86
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	86
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	86
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 事業所全体)

記入不要です



項目	実績値
①排出量	808
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	808
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	808
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

産業廃棄物の種類 項目		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	合計量 (t)	合計量 PCB廃棄物 を除く (t) ＊
		引火性 廃油	腐食性 廃酸 pH2以下	腐食性 廃アルカリ pH12.5以上	感染性産 業廃棄物	廃PCB等	PCB 汚染物	PCB 処理物	廃水銀等	指定 下水汚泥	有害 鉱さい	廃石綿等	有害 燃え殻	有害 ばいじん	有害廃油	有害汚泥	有害廃酸	有害 廃アルカリ		
①	排出量	0	722	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	808	808
②	自ら直接再生利用した量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
③	自ら直接埋立処分した量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
④	自ら中間処理した量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑤	④のうち熱回収を行った量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑥	自ら中間処理した後の残さ量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑦	自ら中間処理により減量した量(④-⑥)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑧	自ら中間処理した後再生利用した量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
a	自ら再生利用を行った量(②+⑧)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑨	自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
b	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量(③+⑨)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑩	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	0	722	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	808	
⑪	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑫	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	0	722	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	808	
⑬	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑭	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑮	⑫のうちの再生利用量	0	722	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	808	
c	再生利用量合計(a+⑮)	0	722	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	808	
⑯	中間処理委託後の残渣埋立量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑰	最終処分委託の埋立量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
d	埋立量合計(b+⑯+⑰)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注) 本シート(別紙4)は 前シート(各種特別管理産業廃棄物のフロー図「計画の実施状況」)から自動転記されますので、記入できません。

＊ PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物とは、上記の オ廃PCB等、カPCB汚染物、キPCB処理物 です。